

改正

平成17年9月30日条例第29号

平成19年3月22日条例第10号

平成22年3月25日条例第3号

平成24年3月30日条例第8号

平成25年3月29日条例第14号

平成26年6月24日条例第23号

平成26年12月12日条例第36号

平成27年7月2日条例第21号

令和2年3月25日条例第10号

荒尾市子ども医療費助成に関する条例

荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例（昭和48年荒尾市条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの保護者に対して医療費の一部を助成することによって、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者をいう。
- (2) 医療保険各法とは次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (3) 医療費 医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。）をいう。
- (4) 一部負担金 医療費から医療保険各法の規定により給付される療養費を控除した額（入院

時食事療養費、高額療養費、付加給付金及び他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、その額を控除した額)をいう。

(5) 保険医療機関 健康保険法第63条第3項第1号及び国民健康保険法第36条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。

(6) 保護者 親権を行う者又は後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
(受給資格者)

第3条 医療費の助成の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は医療保険各法による被保険者又は被扶養者であつて、本市に住所を有し、入院又は通院による医療を受ける子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなないものとする。ただし、第2号から第6号までに該当する場合で、当該各号に規定する公費負担金を控除後も一部負担金があるときは、受給資格者とすることができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療の給付を受けている者

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給及び同法第20条に規定する療育医療の給付を受けている者

(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条に規定する養育医療の給付を受けている者

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条又は第37条の2に規定する入院患者の医療の給付を受けている者

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条に規定する特定医療費の支給を受けている者

(助成の額)

第4条 子どもの医療費の助成の額は、医療費に要した一部負担金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年条例第7号)又は荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和60年条例第4号)による助成を受けた医療費については、この条例による助成は行わないものとする。

(受給資格者の認定)

第5条 受給資格者の認定を受けようとする当該子どもの保護者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に荒尾市子

ども医療費受給資格者証を交付するものとする。

(助成の申請)

第6条 保護者は、第4条の規定による助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、次条第4項の規定により医療費の助成を行ったものとみなすときは、この限りでない。

2 前項の申請は、保険医療機関において診療を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年を経過した日以後はすることができない。

(助成の方法)

第6条の2 医療費の助成は、前条第1項本文の規定による申請に基づき、当該申請を行った保護者に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が、市長の指定する保険医療機関で通院による医療を受けたときは、市長は、保護者に代わり、当該医療に関し支払うべき一部負担金に相当する額を当該保険医療機関に支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が、母子保健法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付に要する費用の全部又は一部の徴収を受けるときは、市長は、保護者に代わり、当該徴収金に相当する額を市に支払うことができる。

4 前2項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた受給資格者の保護者に対し、医療費の助成を行ったものとみなす。

(受給資格の喪失)

第7条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、詐欺その他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行し、改正後の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、施行の日以後に行われた診療に係る医療費について適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例に基づいて認定された受給資格者は、改正後の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例に基づいて認定された受給資格者とみなす。

附 則 (平成17年9月30日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月22日条例第10号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、同日前に受給資格者が受けた診療に係る医療費の支給の範囲については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月25日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、同日前に受給資格者が受けた診療に係る医療費の助成の範囲については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項にただし書を加える改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定(第6条の2第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、同日前に受給資格者が受けた診療に係る医療費の助成の額については、なお従前の例による。

- 3 平成24年9月30日までの間における第6条の2の規定の適用については、同条中「前条第1項

本文」とあるのは、「前条第1項」とする。

附 則（平成25年3月29日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の2第3項の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、同日前に受給資格者が受けた診療に係る医療費の助成の方法については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月24日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者（以下「新受給資格者」という。）に係る医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成26年12月12日条例第36号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年7月2日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者（以下「新受給資格者」という。）に係る医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和2年3月25日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者（以下「新受給資格者」という。）に係る医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新受給資格者が保健医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。